

大分県トライアスロン連合規約

第一章 総則

(名称)

第1条 本会は大分県トライアスロン連合(以下本会とする)と称する。

(目的)

- 第2条
- 1、本会はトライアスロン競技の普及と向上を目指し、会員相互の親睦をはかるものである。
 - 2、本会は、公益社団法人日本トライアスロン連合(以下連合とする)の決定連絡事項を会員に通知する使命を負う。
 - 3、本会は、大分県内の各大会を後援し支援する。

第二章 組織

(組織)

- 第三条
- 1、本会は、大分県に在住しトライアスロンを愛好する個人、又は団体の加盟者を会員として組織する。
 - 2、本会は、県内におけるトライアスロン競技の普及と向上に努め会員の啓蒙・啓発の推進に努力し、一般スポーツ愛好者へ参加を呼びかけ組織の充実を図る。

第三章 会員及び登録料

(会員)

- 第四条
- 1、本会は、登録会員と賛助会員をもって構成する。
 - 2、登録会員とは、本会の趣旨・目的に賛同し、本会所定の入会申し込み手続きにより入会を認められた者で、所定の登録費を納付した者をいう。
 - 3、賛助会員とは、本会の活動に賛助する個人・会社・その他の団体で、本会所定の賛助金を納付した者をいう。
 - 4、会員に本会の趣旨・目的を逸脱し、本会の信用を著しく毀損する行為があったときには、理事会において出席理事の3分の2以上の議決により、当該会員を除名することができる。

(登録料)

- 第五条
- 1、一般会員の登録料は3,000円とする。
 - 2、高校生、ジュニア会員の登録料は500円とする。
 - 3、賛助会員の賛助金は、年間1口5,000円とし、個人1口以上、団体2口以上の登録とする。

第四章 役員

(役員)

- 第六条
- 1、本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名
理事長	1名
理事	若干名

事務局長 1名
監査役 1名
公益社団法人日本トライアスロン連合社員 1名

- 2、会長は理事会により選任され総会によって承認される。
- 3、副会長は会長の指名により総会の承認を得る。
- 4、理事長は理事会の総意により選任される。
- 5、理事は総会により選任される。
- 6、事務局長は理事会の総意により選出される。
- 7、監査役は総会の総意により選出され、本会の業務・監査をする。
- 8、前項に規定する役員の他、会長は名誉会長・顧問・相談役を推たい又は委嘱する事が出来る。

第五章 総会、役員、理事会

(総会)

第七条 1、総会は本会最高の議決機関で次の事項を審議する。

- ・役員の選出
- ・本規約の改廃
- ・予算及び決算の承認
- ・事業計画、事業報告の承認
- ・会費に関する事
- ・その他重要事項

- 2、総会は年1回とする。
- 3、総会は委任状を含め会員の3分の2以上の出席で成立する。
- 4、役員・理事会の議長は、理事長とする。
- 5、総会出席者の議決は過半数とする。
- 6、総会出席者は議決権を有する。

(役員・理事会)

第八条 1、役員・理事会は本会の理事をもって構成し、本会の執行機関として業務を決議、執行する。

- 2、定期理事会は、毎年6回以上理事長が開催する。ただし、理事長が必要と認めるとき、および理事の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求のあったときは、理事長は臨時の役員・理事会を速やかに開催しなければならない。
- 3、役員・理事会に付議する事項は、事前に理事に通告する。ただし、緊急やむをえないと認められるときは、この限りではない。
- 4、役員・理事会の議長は、理事長とする。
- 5、役員・理事会の議決は過半数以上とする。
- 6、役員・理事会は代理出席を認めない。(オブザーバーとしての出席は認める。)

第六章 会計

(運営資金)

第九条 本会は次の資金によって運営される。

- 1、会員の登録費。

2、本会主催大会の益金

3、その他の収入。

(会計年度)

第十条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第七章 補則

(その他)

第十一条 その他の必要な事項は会長の要請により役員・理事会にて決議決定される。

付 則 1、本規約は、2014年5月10日施行
2、2017年5月 7日一部改訂
3、2023年5月13日一部改訂
4、本規約の施行前になされた手続きは、この規約の相当するものによってなされたものとする。